

○財務省告示第三百三十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年九月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年十月六日

財務大臣 安住 淳

- | | | |
|---|----------------|---|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（五年）（第九十九回） |
| 二 | 発行の根拠の法律及びその条項 | 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第六号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項 |
| 三 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 四 | 発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し |

十九 十八 十七 十六 十五 十四

十三 十二

払込期日 入札参加 者札所 払場金支 元利金支 償還金額 償還期限 第二の期子 以後

初期利率 入札発行争非者 価格第II参加者 別参場特 債市及国 行及び 争入札 非入札 者格第I

平成二十三年九月二十日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額 百円につき百円 平成二十年九月二十日 利子を支払う。 六月間に属する て、その日以、各支払期におい を、支払期とし、各支払期におい 毎、年三月十日及び九月二十日 毎、年三月十日及び九月二十日 毎、年三月十日及び九月二十日 毎、年三月十日及び九月二十日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

年〇・四パーセント 平成二十四年三月二十日 期とし、次の算式により算出し た金額を支払う。ただし、支払 期が銀行休業日に当たるとき は、その翌営業日に支払う（以 下、次号及び第十五号において 規定する期日について同じ。）。